

第1回あり方検討会 意見書

令和6年3月15日

全国子どもアドボカシー協議会 理事

子どもアドボカシー学会 理事

渡辺 睦美

・権利擁護の取り組みについて

① 里親家庭への利用状況について

里親家庭への利用状況が少ないという点について、運用の仕方の導線設計を考えた方が良いのではないかと考えている。

里親家庭で行われることを想定していると思うが、里親の心情としては「家庭の中に他人が入ってこられる状況」に対してハードルがかなり高いと感じている里親も多いのではないかと。また、里親家庭で生活をしていた経験としては、家庭以外の第3の居場所や空間の利用（カフェなどの利用）を検討するなど、家庭の外でも声を聴くことができる体制を整え、安心して話せる場づくりを行うことが里親家庭で生活をする子どもたちは利用しやすくなるのではないかと。

アドボカシーを利用するための説明会等で、社会的養護経験者等から経験を聞くことにより、学生時代からセルフアドボカシーの力を育むことが人生での局面でどのように作用していくのか等、経験者の語りから得られることで見方が変わるのではないかと。

当事者として意見を伝えさせていただくと、この事業の意義を実感・体感するのは利用をし始めてから正直10年以上経過してから気づくことも多くあり、学生時代に声を聴かれながら生活が改善した経験や、自分で考え進路選択を行った経験が大人になった今、あの経験があったからこそ、自分の中にあるさまざまな事象や考えを言語化できるようになり、今の私を支えていると考えている。

里親側だけのアプローチだけではなく、里子側への情報の出し方やアプローチの方法を考え直す必要が同時にあるのではないかと。権利面接の際だけではなく、学校アドボカシーも始まっているとのことなので、同時に活用しながらアプローチをすることで、利用数が変わってくるのではないかと。

進路選択や自立支援計画を当事者参画で立てることになった際、意見表明等支援事業

を活用しながら意見形成を行う時間をつくる、などもアイデアとしてお伝えしておきたいと思う。

情報を多角的にアクセスできる導線設計を検討し実行しながら「当人が必要だ」と感じた際に利用することができると良いのではないかな。

② 在宅支援（子どもショートステイ）を行う際の権利擁護の取り組みについて

子どもショートステイを、児童養護施設で利用している子どもたちが、意見表明等支援員との面接にアクセスできない状況にあると伺ったのだが、今後は利用できるのだろうか。現状、一時保護と子どもショートステイは同じユニット等で行われることが多い。子ども側の目線に立った場合「この人は利用できて、自分は利用できない」と疑問を抱え続けることが想像される。その状況に子どもは納得できないこともあるのだろうと考えているのでぜひ、利用できる様にしていきたいと思っている。

また里親家庭で子どもショートステイを利用している子どもへの意見聴取を利用できるよう、制度設計や検討をお願いしたい。

在宅支援を利用している際、子どもが「この人になら安心して話をする事ができる」肌で感じた場合、家庭での状況や、子どもが現在置かれている状況を何かしらの言葉で表出することは十分にあり得ると考えている。その経験の積み重ねが子どもの人生を支えていくこと力になり得ると考えているので、ぜひ子どもショートステイ利用時でも、権利擁護（声を聴かれる経験）を進めていただきたいと願っている。

③ 家庭復帰後の権利擁護機関へのアクセスについて

こちらはぜひ、社会的養護施設、ならびに里親家庭からの家庭復帰後もアクセスできるような導線設計を検討いただきたい。何かあった際に、声をあげることができることを知った状況で家庭復帰ができることへの安心感があるのだろうと思う。

一方で、子どもからの重大事案と思われる様な意見表明があった場合、意見表明等支援員（担当者）だけに対応が集中しないよう、チームで対応にあたれるような体制を整える必要があると感じている。

権利擁護機関は、当事者のケースワークやケースマネジメントを行う支援機関ではないと認識しているため、重大事案として把握した場合のケースワークやマネジメントは、どこが責任を持って行うのか、家庭復帰をした後の役割分担や責任の所在を明確にする必要なのではないかと懸念している。